

令和8年度（2026年度）ブライ企業YouTube動画制作及び広報 業務委託実施要項

1 業務の目的

本県では、県内産業界における人手不足が深刻になる一方で、若者の県内就職率は低迷しており、新規学卒者の県内就職率を向上させるとともに、進学や就職で県外に流出した若者を中心としたU I Jターンの増加を図る必要がある。

若者に就職先として県内企業を選んでもらうためには、まずは魅力ある県内企業の存在を知ってもらうことが重要である。県内高校生及び県内外大学生をはじめとする求職者やその保護者等（以下「県内高校生等」という。）に対し、ブライ企業及びプラチナブライ企業に認定された魅力あふれる県内企業を紹介する動画を県公式 YouTube チャンネル（ブライ企業 PLUS チャンネル）で配信し、あわせて県公式 Instagram で情報発信することにより、若者の県内就職に対する機運を醸成し、県内就職の促進を図る。

【ブライ企業とは】

- ブライ企業とは、県が認定する『働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業』のこと。認定期間は3年。
- 令和8年度の募集・認定業務スケジュール（予定）
 - R 8. 6月～7月 募集
 - R 8. 8月～9月 審査
 - R 8. 10月中 認定

【プラチナブライ企業】

- ブライ企業の認定基準よりもさらに上位の基準を満たした企業をプラチナブライ企業として認定。

【参考】

- 認定企業（R8.3月末現在）：546社（プラチナブライ企業5社含む）

2 業務の実施方法

ブライ企業YouTube動画制作及び広報業務について、県内高校生等及びブライ企業のニーズに即した効果的な企画立案と実施を円滑に遂行するため、これらのノウハウに精通した民間企業への業務委託により実施。従って、公募型プロポーザル形式で募集期間を定め応募（企画立案）のあったものについて、書類審査及びプレゼンテーションを経て委託先を選定し委託する。

3 スケジュール

募集開始	令和8年（2026年）	6月15日（月）	予定	
質問書提出期限		6月22日（月）	正午	必着
参加表明書提出期限		6月29日（月）	正午	必着
企画提案書提出期限		7月13日（月）	正午	必着
プレゼンテーション実施		7月16日（木）		
審査結果通知		7月下旬		予定

4 業務内容

(1) YouTube動画制作によるブライ企業及びプラチナブライ企業の紹介

下記①の動画を制作し、熊本県ブライ企業公式YouTubeチャンネル（ブライ企業 PLUSチャンネル）に掲載するとともに、熊本県公式Instagramアカウント（熊本県ブライ企業【公式】）を活用し、PRを図る。

① ブライ企業魅力発信動画の制作【契約締結後～】

- ・ブライ企業の優れた取組みや働く人にとっての魅力的な取組みを発信する動画（5分程度）を5本程度制作すること。
- ・ブライ企業のイメージアップにつながるような動画になるよう内容等に工夫を凝らすこと。
- ・県内高校生等、若年層の興味関心をひく動画にすること。
- ・動画の制作において取り上げる対象企業は、令和6年度・7年度認定のブライ企業とする。（令和8年度新規及び更新認定は10月以降となるため）
なお、対象企業の情報提供は県から行う。ただし、対象企業の募集にあたって必要なアンケート作成、対象企業との撮影日程調整、台本制作等については、受託事業者において行うこと。
- ・内容等の詳細については、契約締結後、県と協議のうえ決定すること。

② ブライ企業 PLUS チャンネルに関すること

- ・制作した各動画を随時アップロードし、動画の管理、編集等を行う。
- ・①のそれぞれの動画の特徴が一目でわかるよう、サムネイルやカラーリング等を意識したチャンネルづくりを行うこと。

③ ブライ企業公式 Instagram アカウントに関すること

- ・県内高校生等の視聴に繋がるよう、上記①で作成した動画について、サムネイル等を随時県公式 Instagram にアップロードし、管理等を行う。
- ・フィード欄やストーリーズに投稿する画像については、高校生等の傾向を意識し、ブライ企業 PLUS チャンネル内の動画の視聴に繋がるような画像・動画を作成すること。

(2) ブライ企業の広報

- ・各アカウントの管理・運用にあたり、ブライ企業動画の広報に関しては、必要に応じて情報や素材を受託業者が提供すること。
- ・ブライ企業 PLUS チャンネル内動画の再生回数増加に寄与する効果的な広報手段を提案すること。
- ・その他、県内高校生等が県内就職を目指すきっかけとなるような広報手段を提案すること。

(3) 応募企業からの提案

上記業務の他に、本事業の効果拡大に通じる取組みがあれば提案すること。

(4) 業務開始の際、県と協議のうえ、業務全体のスケジュールを作成すること。

5 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月23日（火）まで

6 委託料の上限

2,100,000円（税込）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

7 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課 県内雇用促進班

電話 096-333-2341 (直通) FAX 096-381-6970

E-mail bright@pref.kumamoto.lg.jp

8 委託先の選定

(1) 選定方法

企画提案による公募型プロポーザル方式とする。委託先の選定に当たり、応募書の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

(2) 審査項目と選定方法

企画提案等の内容について、審査委員会により下記の審査項目に基づく審査を行ったうえで、次の順番により受託者を決定する。

- ① すべての審査員が、評点を60点以上と評価した者から選定する。
- ② 3名の審査員のうち2名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。
- ③ ②で該当者がいなかった場合は順位の平均値を出して最もその値が低い者に決定する。
- ④ ③で順位の平均値が同じであった場合はそれらの中で評点の合計点が最も高かった者に決定する。
- ⑤ ④で評点の合計点が同じであった場合は審査員の協議により決定する。
- ⑥ 企画提案参加者が1社の場合は、すべての審査員が、評点を60点以上と評価した場合に、当該事業者決定する。

審査項目及び審査の視点			配点
企画内容・ 企画力	基本事項	・業務内容について趣旨を理解し、実施要項に沿った提案となっているか。	20
		・業務の目的を達するために、効果的な業務の流れ・無理のないスケジュールとなっているか。	
	創意工夫	・ブライツ企業魅力発信動画は、ブライツ企業のイメージアップに繋がるような内容となっているか。	50
		・ブライツ企業の優れた取組みや働く人にとっての魅力的な取組みを発信する内容となっているか。	
		・県公式 Instagram において、高校生等に対する効果的な運営方法が提案されているか。	
積算	・YouTube 動画の広報は、高校生等の傾向を把握し、効果的な周知ができるものとなっているか。	5	
業務遂行能力	・本業務を確実に運営・遂行する実施体制を有しているか。	20	
	・本業務と類似の契約実績がどの程度あるか。		
事業者の取組	①熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	1	

(公示日現在)	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績 (当該年度又は前年度)があるか。または協力雇用主登録 制度に登録しているか。	1
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任 意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実 績(当該年度又は前年度)があるか	1
	④熊本県渋滞解消対策パートナー登録制度に登録してい るか。	1
	⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること、または パートナーシップ構築宣言に登録していること。	1
	合計	100

9 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者、または複数の事業者による共同事業体とする。

- ① 業務委託の担当部局である労働雇用創生課との打合せ等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとれる事業者であること。
- ② 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税に未納がないこと。
- ⑤ 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ⑦ 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑨ 複数の共同事業体の構成員となつての参加や、共同事業体の構成員と単独での重複参加をしないこと。

10 応募手続き

(1) 質問書及び回答

① 質問方法

- ・質問は、質問書(別紙様式1)により電子メールにて提出すること。
- ・質問への回答は、質問者宛てに電子メールで行う。ただし、参加予定者全員に周知すべきと判断される質問及び回答については、熊本県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和8年(2026年)6月22日(月)正午 必着

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式2）

イ 添付書類

（ア）組織体制に関する書類（会社概要の分かるパンフレット等）

（イ）直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書

（ウ）定款の写し

（エ）事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））

（オ）納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。令和8年6月5日以降に発行の原本を提出。）

（カ）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式3）

（キ）コンソーシアムの場合は、構成員ごとに以上の書類のほか、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※令和9年（2027年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（イ）～（カ）の書類の提出は不要とする。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和8年（2026年）6月29日（月）正午 必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

⑤ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格を認めた者に限る）は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

ウ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式5）

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内にまとめること。

② 企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

③ 提出先

「7 担当部局」に同じ

④ 提出部数

正本1部とそのコピー5部（計6部）

※企画提案書は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

⑤ 提出期限

令和8年（2026年）7月13日（月）正午 必着

※提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

11 審査の実施

プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和8年（2026年）7月16日（木）

場所：熊本県庁内会議室

（1社40分程度（説明時間は20分）を予定。詳細については、後日個別に連絡する。）

12 契約

受託候補者と、企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

13 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除する。

14 採択決定後の手続

ア 見積書の提出

イ 契約保証金の納付

ウ 委託契約書の締結

エ 委託事業終了後に業務完了報告書（事業報告書）を提出

オ 委託費の支払い

15 受託者の責務

（1）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

（2）委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

（3）委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（4）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要になった経費は受託者負担となる。

16 その他の留意事項

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式6）を提出すること。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「9 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。